

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
31	1111	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	514	1回につき		
31	1113		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486			
31	1115			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位	445			
31	1112		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位	298			
31	1114			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位	286			
31	1116			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位	259			
31	2111	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		516 単位	516			
31	2112		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位	486			
31	2113		(3)(1)及び(2)以外の場合		440 単位	440			
31	1221	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		565			
31	1222			565 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	665			
31	1251			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		416			
31	1252			416 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	516			
31	1244			(三)(一)及び(二)以外の場合		379			
31	1245			379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479			
31	1223			(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合	517		517	
31	1224		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617				
31	1255			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合	517 単位	517			
31	1256		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617				
31	1225			(三)(一)及び(二)以 外の場合	378 単位	378			
31	1226		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478				
31	1253			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合	378 単位	378			
31	1254		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478				
31	1246			(三)(一)及び(二)以 外の場合	341 単位	341			
31	1247		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441				
31	1248			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合	341 単位	341			
31	1249		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441				
31	1257			(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)		45			
31	1131		ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業 所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544		
31	1132				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486		
31	1133	(三)(一)及び(二)以外の場合			443 単位	443			
31	1134	(2)当該指定居宅療養管理指導事業 所以外の管理栄養士が行った場合		(一)単一建物居住者が1人の場合	524 単位	524			
31	1135			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	466 単位	466			
31	1136			(三)(一)及び(二)以外の場合	423 単位	423			
31	1241	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		361 単位	361			
31	1243		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		325 単位	325			
31	1250		(3)(1)及び(2)以外の場合		294 単位	294			
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算					
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					
31	8300	居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算			1月につき		

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
34	1111	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	514	
34	1113			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
34	1115			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位	445	
34	1112		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位	298	
34	1114			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位	286	
34	1116			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位	259	
34	2111	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	516 単位	516		
34	2112		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486		
34	2113		(3)(1)及び(2)以外の場合	440 単位	440		
34	1221	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	565 単位	565	
34	1222			特別な薬剤の場合 + 100 単位	665		
34	1251			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	416 単位	416	
34	1252			特別な薬剤の場合 + 100 単位	516		
34	1271			(三)(一)及び(二)以外の場合	379 単位	379	
34	1272			特別な薬剤の場合 + 100 単位	479		
34	1223		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	517 単位	517	
34	1224			特別な薬剤の場合 + 100 単位	617		
34	1255			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	378 単位	378	
34	1256			特別な薬剤の場合 + 100 単位	478		
34	1225			(三)(一)及び(二)以外の場合	341 単位	341	
34	1226			特別な薬剤の場合 + 100 単位	441		
34	1253		(4)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	45 単位	45	
34	1254			特別な薬剤の場合 + 100 単位	145		
34	1273			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	423 単位	423	
34	1274			特別な薬剤の場合 + 100 単位	523		
34	1275			(三)(一)及び(二)以外の場合	466 単位	466	
34	1276			特別な薬剤の場合 + 100 単位	566		
34	1257						
34	1131		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544
34	1132				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486
34	1133				(三)(一)及び(二)以外の場合	443 単位	443
34	1134			(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	524 単位	524
34	1135				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	466 単位	466
34	1136	(三)(一)及び(二)以外の場合			423 単位	423	
34	1241	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	361 単位	361		
34	1242		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	325 単位	325		
34	1243		(3)(1)及び(2)以外の場合	294 単位	294		
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算			
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			
34	8300	予防居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		1月につき	